

○上越教育大学名誉教授証取扱要項

(平成30年3月14日学長裁定)

(趣旨)

- 1 この要項は、上越教育大学名誉教授称号授与規則（平成16年規則第15号）第6条の規定に基づき、上越教育大学名誉教授の称号を授与された者（以下「名誉教授」という。）に発行する上越教育大学名誉教授証（以下「名誉教授証」という。）の取扱いについて必要な事項を定める。

(発行)

- 2 名誉教授証の発行は、名誉教授のうち希望する者に対し、学長が行う。

(様式)

- 3 名誉教授証の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

(貸与・譲渡の禁止)

- 4 名誉教授証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(紛失届)

- 5 名誉教授は、名誉教授証を紛失したときは、別記第2号様式の紛失届を速やかに学長に提出するものとする。

(再交付)

- 6 名誉教授は、名誉教授証を紛失したとき又は名誉教授証が使用に耐えなくなったときは、別記第3号様式の再交付願を速やかに学長へ提出し、再交付を受けなければならない。

(発行等の事務)

- 7 名誉教授証の発行等に関する事務は、総務課において処理する。

(その他)

- 8 この要項に定めるもののほか、名誉教授証の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第3項関係）

（表）

名誉教授証		（校章）国立大学法人上越教育大学	
カードNo.			
発行日			
氏名			
			(写真)
			国立大学法人上越教育大学長 印
National University Corporation Joetsu University of Education			

（裏）

1. 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
2. 本証を紛失したときは、速やかに所定の様式により届け出て、再交付を受けなくてはならない。
新潟県上越市山屋敷町1番地 〒943-8512 TEL025-522-2411(代表) http://www.juen.ac.jp/

別記第2号様式（第5項関係）

紛 失 届

年 月 日

国立大学法人上越教育大学長 殿

氏 名

名誉教授証を紛失しましたので届け出ます。

（注）氏名の記入は，署名（本人自署）又は記名押印のいずれかとする。

別記第3号様式（第6項関係）

再 交 付 願

年 月 日

国立大学法人上越教育大学長 殿

氏 名

下記の理由により，名誉教授証の再交付を申請します。

記

（注）氏名の記入は，署名（本人自署）又は記名押印のいずれかとする。